

## はしがき

---

「人権」という用語は様々な意味で用いられる。たとえば、教師による体罰や学校でのいじめは児童・生徒の「人権」侵害になる、セクハラ・パワハラは「人権」侵害行為である、隣の家から聞こえるピアノの音がうるさくて静謐な生活を送れないのは「人権」侵害だといったように、傷害や脅迫、恐喝といった刑事法上問題になる行為、いやがらせや迷惑行為として民事法上不法行為として問題とされる行為をも含めて「人権」侵害といった用語が使われる。また同時に、法律で他者と区別して不利益が課せられる場合、伝えたいことを法律で禁止されている場合、さらには、日常生活を普通に送るのに困っている人を法律が生活保護の対象から除外している場合も、当該法律が憲法違反としての意味での「人権」侵害だといわれる。しかし、体罰やいじめ、セクハラ・パワハラ、ピアノ騒音などを含め、それらすべての事例は、同じ意味での「人権」の問題になるといえるのだろうか。

たしかに、他者の人格や人間性を否定するような行為は「人権」侵害といっても過言ではない。しかし、法秩序における最高法規としての憲法が保障する自由・権利と、一般用語として用いられる「人権」とは同じだろうか。また、小学校の社会科の授業でも教えられるように、「人権」とは「人間が生まれながらにして当然に持つ権利」であるとするならば、それは、人類の有史以来ずっと存在していたはずなのに、「人権」は少なくとも18世紀のフランス革命以後、すなわち近代に入ってから登場する観念に過ぎないのはなぜだろうか。

本書は憲法の基本的な考え方を学ぶためのテキストである。ただ、これまでの他のテキストとは異なる魅力を持たせるために、「人権」といった普遍的性質を持つ一般的な「人間の権利」ではなく、あくまでも日本の法秩序における最高法規としての憲法によって保障された自由・権利という意味で、それがいかなる規範的内容を持つのかを簡単に理解してもらえよう、本書の書名を『「憲法上の権利」入門』とした。日本の憲法学や判例では、「人権」「基本権」「基本的人権」といった用語が相互互換的に、また同義的に使用されている。

本書はその点の混乱を回避し、真の意味で憲法上保障されている自由・権利を「憲法上の権利」という用語で表記することにより、本来の法学的意味での「憲法上の権利」の内容を学習してもらえるよう企図した次第である。そうすることによって、本論で示されているように、一般の市民、個々人は、「憲法上の権利」を保障される主体であって、決してそれを侵害する者として登場するものではないことを理解してもらえると考えている。

本書の意図は上記のとおりであるが、本論では「憲法上の権利」を学ぶうえで必ず知っておいてほしい重要な判例を数多く取り上げ、特に最高裁により憲法違反と判断された事例はしっかりと提示することで、最高法規としての憲法で保障されている規範内容を十分理解してもらえるであろうことを期待するものである。さらに部分的にはあるが、比較法的視点からの解説も取り入れて、真の意味での普遍的性格を持つ「憲法上の権利」の理解を深めてもらえるよう、執筆に際しての工夫も行っている。

なお、本書の執筆者は、2011（平成23）年から2014（平成26）年までの4年間にわたり日本の憲法学における学説の展開を概観する『法律時報』の「憲法・学界回顧」（83巻13号，84巻13号，85巻13号，86巻13号所収）で協働した旧知の研究メンバーであり、本書作成にあたっては、共著といってもよいほどの草稿検討と相互参照を重ねてきたことをここに付記しておく。

本書出版は、約2年半前に、繰り返しになるが、憲法上の自由・権利の内容を伝える入門書として上記の意図から企画された。その際には、退位の可否という観点から天皇の「人権」という用語も使用されていた。本書出版の年に「平成」が終わるとは、当時まだ予想できなかった。出版に時間を要したのは、ひとえに編者の責任である。そのようなご迷惑をおかけしたにもかかわらず脱稿を辛抱強くお待ちいただいた法律文化社の上田哲平さんならびに梶原有美子さんのご厚意に、ここで深く感謝の意を表する次第である。

2019年2月

六甲風が吹き荒れる神戸にて

執筆者を代表して 井上 典之